

# 令和6年度鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)

日時：令和6年4月4日(木) 14時～14時15分

場所：第4応接室(本庁舎3階)

## 議事次第

### 1 開会

### 2 知事挨拶

### 3 議 題

能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて

### 4 閉 会

## ○出席者名簿

団 体 名	職 名	氏 名
鳥取県	知 事	平井 伸治
米子市	市 長	伊木 隆司
境港市	市 長	伊達 憲太郎

(事務局)

団 体 名	職 名	氏 名
鳥取県	危機管理部長	水中 進一
米子市	防災安全監	松本 清志
境港市	防 災 監	大道 幸祐

## ○会議資料

- ・ 令和6年能登半島地震における主な課題等
- ・ 島根原発2号機の経緯及び今後の法令手続き

# 令和6年能登半島地震における主な課題等

## 1 敷地内（志賀原子力発電所）

### ① 外部電源の一部途絶

- ・ 3系統5回線の外部電源のうち、1系統2回線が発電所内の変圧器からの油漏えい等により途絶

⇒ （島根原発）3系統5回線の外部電源を有する。

外部電源に頼らず、発電所内で複数の電源（非常用ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等）を確保。

### ② スロッシングにより使用済燃料プールで溢水

⇒ （島根原発）180m<sup>3</sup>が溢れることを想定し、0.5mの堰を設置し、外部に流れ出さない。

### ③ 北陸電力の緊急対応等

- ・ 火災発生を国に報告したが、その後火災ではなかったと訂正

- ・ 津波による水位変動はないとしたが、その後3mの水位上昇があったと訂正（後に4mと再訂正）

### ④ 断層評価（約150キロ程度にわたって断層が動いたと見られている）

⇒ （島根原発）詳細な追加調査により宍道断層を39kmと評価し、その上で、F55断層と連動しないことが確認されている。

## 2 敷地外

### ① 周辺モニタリングポストの欠測

- ・ 116局のうち18局（全て発電所から15キロ以遠）で欠測が発生

⇒ （鳥取県）携帯回線のバックアップ回線として災害に強い衛星回線を使用。

### ② 多数の家屋倒壊が発生し、屋内退避が困難となる可能性が発生

⇒ （鳥取県）自宅での屋内退避が難しい場合は近隣の指定避難所やコンクリート屋内退避施設等で屋内退避を実施。（耐震化率：境港市100%、米子市93%（UPZ外含む））

### ③ 避難経路となる道路の被災

⇒ （鳥取県）国道431号線の主要代替経路である県道米子境港線（47号線）の液状化対策（橋梁背面の沈下対策やマンホールの浮上対策）を実施済み。

### ④ 放射線防護対策施設の被災

- ・ 21施設のうち、6施設で損傷や異常が発生

⇒ （鳥取県）県内の4つの放射線防護対策施設はいずれも耐震化基準を満たしており、放射線防護設備は津波による浸水被害が及ばない位置や高さに設置。

## 島根2号機の経緯及び今後の法令手続き

### 1 これまでの経緯

平成25年12月25日：新規制基準適合性審査に係る申請

令和3年9月16日：原子炉設置変更許可（新規制基準合格）

令和5年8月30日：設計及び工事の計画の認可

※審査中の手続き：保安規定変更、使用前確認

### 2 今後のスケジュール

燃料装荷 [本年6月]、原子炉起動 [同8月]、発電機並列(再稼働) [同8月]、  
営業運転再開 [9月]

### 3 手続き

#### (1) 保安規定変更認可（審査中）

- ・保安規定：原子力発電所の運転の際に実施すべき事項等が記載されているもの。
- ・認可時期：4月～5月（見込み）
- ・変更内容：新規制基準により、火災、内部溢水、火山影響、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等の発生時の体制整備、新規制基準対応で新たに配備した設備の運用方法に係る規定を追加することが必要となった。

#### (2) 安全対策工事（工事中）

重大事故等への対応等、原子力発電所の安全性向上のために新規制基準に基づいて設備の追加や耐震補強工事、津波浸水防止工事等を行っている。

#### (3) 成立性確認訓練実施（保安規定変更認可後、燃料装荷までに実施）

保安規定に基づき、職員に力量があることを確認する訓練（原子力規制事務所が立会・検査）

#### (4) 使用前事業者検査（燃料装荷前の検査を実施中）

安全対策工事が本年8月30日に認可された設計及び工事の計画どおりに実施されているかどうかを事業者自らが検査するもの。①燃料装荷前までに行う検査、②原子炉起動前までに行う検査、③営業運転再開前までに行う検査の3段階がある。

#### (5) 使用前確認（9月11日に中国電力が原子力規制委員会に使用前確認申請。現在、確認中）

使用前事業者検査が適切に実施され、終了していることを原子力規制委員会が確認するもの。事業者の検査への立ち合いや記録確認により行われる。各段階の使用前事業者検査の使用前確認が終われば次の段階へ進む。最後に使用前確認証が交付され、営業運転再開。